

指標 14.c.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）」に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機関的枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数

ターゲット 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されたとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する

ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

定義及び根拠

○ 定義

この指標は、海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）及びその2つの実施協定を批准し、実施し、及び関連する施策を政府全体として総合的に推進する仕組みを構築する程度と定義される。

○ 概念

「批准」とは、国家が条約に拘束される旨の同意を表明する方式のひとつである。

「実施」とは、条約に国内法として効力を持たせ国内で適用することをいう。

「政府全体として総合的に推進」とは、関連する施策を政府全体の調整の下に実施することをいう。

○ 根拠及び解釈

海洋における全ての活動に対し遵守すべき法的枠組みを包括的に提供する UNCLOS 及びその2つの実施協定が各国により批准され、国内法として適用され、及び関連する施策が政府全体として総合的に推進される仕組みが構築されることで、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用が強化されるため。

データソース及び収集方法

この指標に対する評価は、以下の質問表への回答に基づき、2つの数値に算出される。なお、この方法は指標の担当国際機関である国連海事・海洋法課（以下、「DOALOS」）より指示されている指標の作成方法に沿ったものである。

方法 1：UNCLOS に関して

- 1.1 UNCLOS の締約国か
- 1.2 UNCLOS を国内法令によりどの程度実施しているか（1 から 9 までの点数評価）
- 1.3 海洋空間に係る問題を統合的に扱うための国家の政策や同レベルの機関その他の仕組みを有するか

方法 2：第 11 部実施協定に関して

- 2.1 第 11 部実施協定の締約国か
- 2.2 第 11 部実施協定を国内法令によりどの程度実施しているか（1 から 9 までの点数評価）
- 2.3 第 11 部実施協定に関する問題を統合的に扱うための国家の政策や同レベルの機関その他の仕組みを有するか

方法 3：公海漁業協定に関して

- 3.1 公海漁業協定の締約国か
- 3.2 公海漁業協定を国内法令によりどの程度実施しているか（1 から 9 までの点数評価）
- 3.3 公海漁業協定に関する問題を統合的に扱うための国家の政策や同レベルの機関その他の仕組みを有するか

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

この指標は、UNCLOS および 2 つの実施協定の批准および実施状況に関する質問表への回答に基づき以下のとおり算出される。

数値 1

質問 1.1、2.1、3.1	肯定によりそれぞれ 1 点が付与され、合計点数を百分率 (%) で表す（最大 3 点）
----------------	---

数値 2

①質問 1.2、2.2、3.2	実施状況について点数評価
②質問 1.3、2.3、3.3	肯定によりそれぞれ 1 点が付与
合計 (%)	① + ②の合計点数を百分率 (%) で表す

○ コメントと限界

各国が解釈し設定した基準による自己評価となること

データの詳細集計

—

参考

—

データ提供府省

外務省

関連政策府省

外務省、農林水産省水産庁

担当国際機関

国連事務局法務部海洋法課